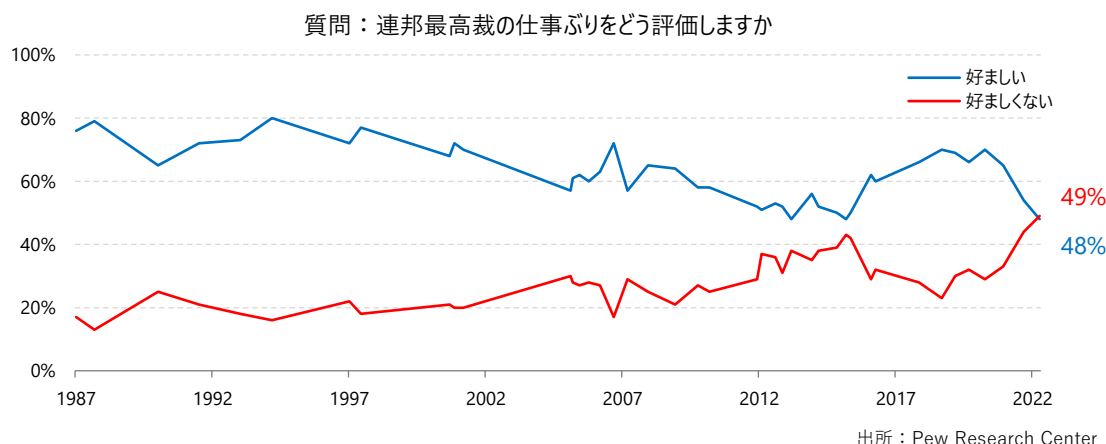


## 右旋回が続く連邦最高裁

## I. 高まる司法不信

## 「望ましくない」連邦最高裁の仕事ぶり

連邦最高裁への信頼が低下している。今年 9 月に発表された Pew Research Center の調査によると、最高裁の仕事ぶりを「好ましい」と答えたのは 48%で、「好ましくない」と答えたのは 49%だった。過去 35 年間に渡る統計で「好ましくない」の比率が多数に転じたのは今回が初めてのこと。また「好ましい」と答えた人のうち、共和党支持者が 7 割、民主党支持者が 3 割と、政党間の乖離幅は過去最大<sup>1</sup>となった。米政治の分極化が司法にも波及しているとも解釈できるデータポイントだが、仮にそうだとすれば長く保たれてきた最高裁に対する国民の信頼は今後も低下するという事なのか。前開廷期（2021 年 10 月開始）ではロー対ウェイドの判例が破棄されたが、今年 10 月 3 日に開始した開廷期でも社会を揺るがす事案がいくつか注目されている。特に、1964 年公民権法、1965 年投票権法に基づく人種差別是正措置を容認した判例、連邦規則の策定における法解釈を連邦当局に委ねた判例、連邦議会選挙の規則策定を各々の州議会に委ねる合衆国憲法第 1 条の解釈など、判決によっては最高裁の信頼に響く事件が審理に付される。最高裁の信頼低下を巡る当地の議論をここで紹介してみたい。

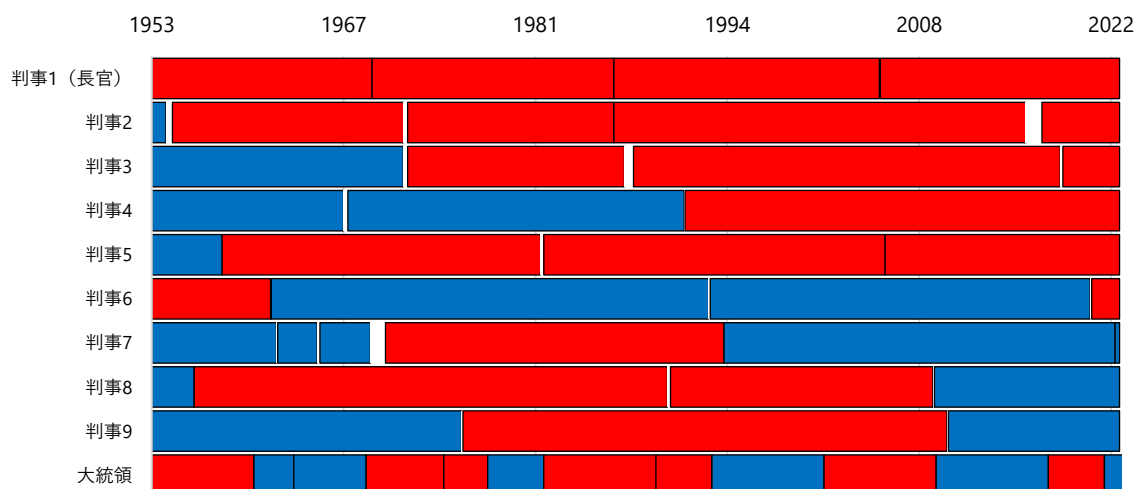


<sup>1</sup> 1987 年から最高裁に対する国民の“favorability”に関する [Pew Research Center による統計](#)。

## 保守派に偏る連邦最高裁の勢力図

国民に長く信頼されてきた最高裁。なぜこのタイミングで評判が落ち始めたのか。因果関係は確定的ではないが、批評が目立ち始めたのはトランプ前大統領に指名されたエイミー・コニー・バレット判事が最高裁に就任した頃のことである。リベラル派の代表格ルース・ペイダー・ギンズバーグ判事の死去（2020 年 9 月 18 日）からほどなくしてバレット判事が就任し、定数 9 の最高裁で共和党大統領に指名された判事（以下、保守派）が 6 人、民主党大統領に指名された判事が 3 人（以下、リベラル派）となり、法廷の右旋回を危惧する民主党支持者の評価が低下したということかもしれない。もちろん保守派の多数は 1970 年から維持されているが、国民の評価がここまで落ち込んだのはごく最近のことだ。

米最高裁党派勢力推移



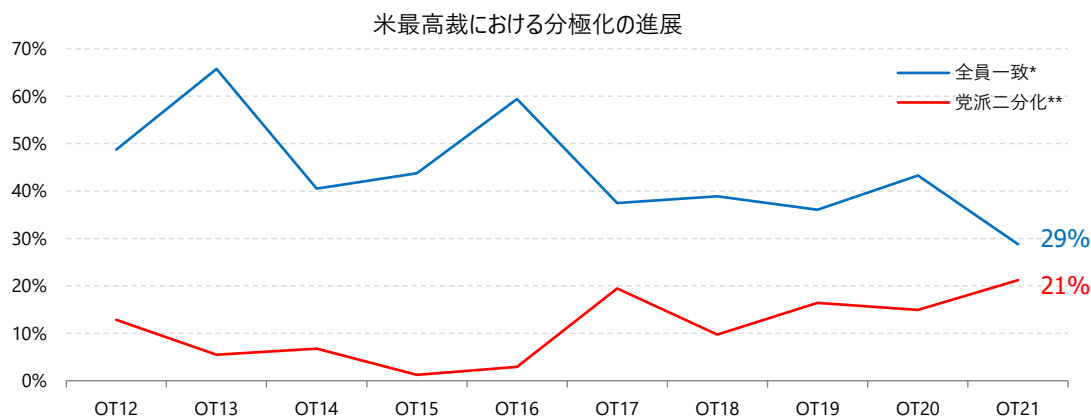
1968年大統領選以後、最高裁判事に20人が就任している。そのうち、共和党大統領が指名したのは15人。共和党レーガン政権以降は、保守法曹者団体であるフェデラリスト・ソサイエティの影響が強まり、原意主義（originalist）や条文主義（textualist）を基準に人選するようになった。

ただ、共和党大統領に指名された判事が共和党の政治的利益と一致した判決を下すとは限らなかった。例えば、共和党大統領に任命されたスティーブンス、オコナー、ケネディ、スーターなどの「保守」の判決をみると中道・リベラル寄りに転じていることがわかる。そのお陰で、势力的には共和党大統領に指名された判事の優位性が維持されつつも、国民の間では最高裁の中立性が認められてきたということかもしれない。

## 保守派・リベラル派で割れる判決

最高裁に対する評価がネガティブに転じた理由として、勢力の変化がその一因だとしても、それだけでは説明しきれないということだろう。加えて考えられるのは、党派による判決の分極化である。2021 年 10 月開始の開廷期で下された 66 の判決のうち、保守派 6 人・リベラル派 3 人で賛否が分かれた判決は 14 件（21%）で例年の水準を上回った。また、例年で最も頻度の高

い結果であった全員一致は過去 20 年間最低の 29%を記録した。そうした中、前開廷期では女性中絶権利、銃携帯権利、連邦政府による気候変動対策の合法性など、社会・党派を分断する争点に触れた事件で「保守派 6 対リベラル派 3」の判決が次々下され、保守派判事の独断専行を指摘する声、「法服を装う政治家」を指摘する声、三権分立の崩壊を懸念する声が次第に増えた。



最高裁の開廷期は毎年10月の第一月曜日に開始されることから"October term" (OT) としている。たとえば、2012年10月に開始した開廷期はOT12となる。

\*通常は定数の9人が揃っている場合は9-0が全員一致となるが、ここでは判事が一時的に8人に減少した2016年の8-0の判決も全員一致とみなす。

\*\*「党派二分化の判決」はここでは、共和党大統領に指名された判事を一方に、民主党大統領に指名された判事を他方に、意見が二分した判決とする。

出所：SCOTUSBLOGの統計に基づく筆者の計算

## 備考：2021 年 10 月開廷期で最も注目された最高裁の判決とその意味合い

### 【事例 1】連邦規則策定と連邦当局の法解釈

|       |                                                                                                                                                                                        |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事件名：  | West Virginia v. Environmental Protection Agency                                                                                                                                       |
| 事案概要： | 既存発電所を対象とした火力発電から再エネ技術への移行を推進する（オバマ政権の）連邦排出規制の合法性を問う事件。連邦環境保護庁（EPA）の法解釈は正しいのか、それとも越権行為か。                                                                                               |
| 判決：   | 保守派 6 対リベラル派 3 で、議会は大気浄化法（§ 111(d)）を採択した際、発電技術の変更を要する規則手段を実施する権限を付与していないと判断。                                                                                                           |
| 影響：   | 現行の法的枠組みでは、火力発電から再エネ発電への移行を要する規則は導入不可となった。よって、再エネ技術の導入を柱とする民主党政権の電力部門への排出規制案に歯止めをかけた判決となる。また「経済と社会に多大な影響を与えうる問題」において連邦当局の法解釈がいくら妥当だとしても、それを裏付ける明文規定が存在しない限り合法ではないという法理（major questions |

doctrine) が適用された。この判決の結果、規則策定にあたる連邦当局の法解釈の余地が狭まる可能性が高くなり、国家が直面する課題に応じて柔軟に規則を策定できなくなるため、新たな法律が必要になる一方で、米政治・社会の分極化が深まる中、法案審議の難航が懸念される。

**【事例 2】：州法と合衆国憲法修正第二条**

|       |                                                                                                                                     |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事件名：  | New York State Rifle & Pistol Association, Inc. v Bruen                                                                             |
| 事案概要： | 銃器隠蔽携帯免許を申請する際、銃器を隠し持つ「特別な必要性」を地方公務員に説明して説得しなければならないニューヨーク州法は違憲かどうか。                                                                |
| 判決：   | 同州法は地方公務員の裁量的容認を前提とした基礎的権利の付与である。従い、基礎的権利である武器保有権（修正第二条）と、適正な法手続、平等権（第 14 条）に反する。保守派 6 対リベラル派 3 で、同州法に対する違憲判決が下された。                 |
| 影響：   | ニューヨーク州以外に地方公務員の裁量的判断を前提とした 6 州 + DC に存在同様の規制が存在する。2008 年以降、銃規制に対する最高裁の扱いが根本的に変化しており、引き続き州・地方の銃規制緩和に伴う影響、社会の分断化、最高裁の信頼低下に影響すると思われる。 |

**【事例 3】：プライバシーの権利**

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事件名：  | Dobbs v Jackson Women's Health Organization                                                                                                                                                                                                                     |
| 事案概要： | 妊娠 15 週間後の人工妊娠中絶を禁じるミシシッピ州法は違憲であるかどうか。プライバシーの権利は合衆国憲法に明文化されていないが、長く基礎的権利として認められており、その中で妊娠中絶権利は個人（プライベート）の判断として、連邦政府による介入（修正第 5 条）、州政府による介入（修正第 14 条）から保護されている。                                                                                                  |
| 判決：   | 保守派 6 対リベラル派 3 で、ミシシッピ州法は合憲であると判断。さらに、保守派 5 対リベラル派 + ロバーツ長官の 4 で、女性の妊娠中絶権利をプライバシーで保護される権利と定めた判例（Roe v. Wade, Casey v. PPH）を破棄。                                                                                                                                  |
| 影響：   | 判例から解放された州政府が独自の中絶規制を実施。既に、13 州では判例破棄と同時に人工中絶を禁じる法律が発効。プライバシーの権利で保護される諸権利（例：避妊薬の投与、同性愛婚、異人種間の結婚など）の見直し。保守派のアリト判事は、合衆国憲法に明文化されていない権利が基礎的権利と見做されるためには、その権利が米国の歴史と習慣と深くつながっていることを基準とした。このため、プライバシーの権利で保護される権利が法廷で再審理される機会が増えるとともに、社会の更なる分断化と、最高裁の信頼低下を来す問題になり兼ねない。 |

“shadow docket”

当地で注目されているもうひとつの動きは、最高裁による緊急介入の増加である。最高裁の業務は“merit docket”と“orders docket”の2つに分類される。前者では、準備書面の提出、口頭弁論、第三者による意見書（amicus curiae）を踏まえた上で、判決とともに各判事の立場を示す詳細な意見書が公開される事件が扱われる。他方、“orders docket”では上訴（上告）申し立てに対する受理・不受理の判断<sup>2</sup>、訴訟の一時停止（stay）、差止命令（injunction）、その他法廷運営に関する判断が下される。2017 年以降は口頭弁論、判事の意見書、各判事の立場などを省いた訴訟停止や仮処分が、長ければ数日後、短ければ数時間後に“orders docket”を通じて下される事例が目立っている。“Orders docket”を通じた手続きが極めて不透明で短縮されることから“shadow docket”<sup>3</sup>と呼ばれるようになった。

最高裁の緊急介入を巧みに利用したトランプ政権

もう一点注目すべきなのは、トランプ政権が発足した 2017 年頃から連邦政府による緊急介入申し立てが急増していること。ある調査<sup>4</sup>によると、2001 年 1 月～2017 年 1 月で最高裁に対する連邦政府の申し立ては僅か 8 件だったのがトランプ任期中では 41 件に膨れ上がり、このうち 24 件について緊急介入が実施された。そのお陰で、イスラム教徒の米入国禁止令、メキシコとの国境の壁を建設するために国防予算の再利用を図ろうとした政策、難民亡命制度の制限措置、トランスジェンダーの米入国禁止令など、下級審で差し止められていたトランプ政策が実施された。

“shadow docket”を通じたりベラル政策の解体

バイデン政権になってからは“shadow docket”を通じた緊急介入要請は減ったものの、政治色の濃い判決と解釈されてもおかしくない事例が目立つ。例えば、前政権の難民政策<sup>5</sup>を撤廃した

<sup>2</sup> 連邦最高裁では通常、年間 7,000～8,000 の上訴申立申請（petition 或いは、cert petition）が提出されるが、仕事量をリーズナブルにするため 1925 年司法権法（Judiciary Act of 1925）により裁量上訴制が拡大された。上告を受け入れる（受理）する場合、最高裁はその事件に関連する一連の書面の提出を下級審に命じる“writ of certiorari”を公布する。

<sup>3</sup> シカゴ大学のウィル・ボウド博士の造語。2015 年に同氏が[ニュー・ヨーク・タイムズ紙に寄稿した社説](#)で初めて使用された。

<sup>4</sup> テキサス大学ロースクールのスティーブン・ヴラデック博士の[議会証言](#)。

<sup>5</sup> Migrant Protection Protocol（MPP; 通称“remain in Mexico”）のこと。通常、亡命者の審査手続きが行われる間、申請者（難民）の米国滞在は許可されるが、2019 年 1 月に開始した MPP により申請者はメキシコの強制送還されるようになった。

**不正選挙疑惑への捜査  
に介入する最高裁**

バイデン政権に対する連邦地裁の差止命令に応じてバイデン政権は最高裁の緊急介入を求めたが、最高裁は地裁の判決を維持し、政策を再開させられた<sup>6</sup>事例がある。このほか、妊娠 6 週間以降の中絶手術を禁じたテキサス州法<sup>7</sup>に関するバイデン政権の緊急介入の申し立てでも、最高裁は下級審の判決を維持し、同法の執行を容認した。

共和党による緊急介入の要請も続いている。2020 年大統領選への不正介入疑惑を巡るジョージア州フルトン郡検察官の捜査で、大陪審に召喚されている共和党グラハム上院議員が最高裁の緊急介入を要請した事件がある。グラハム議員は立法業務に伴う「発言と討論」の免責特権<sup>8</sup>を根拠に召喚を取り下げるよう訴えたが、連邦地裁、第 11 巡回連邦控訴裁はともに却下。最後の手段として最高裁の緊急介入を要請した結果、保守派のトーマス最高裁判事の独断で審理期間中の召喚差止を容認し、同議員の出廷は一先ず免れた。いずれにせよ、「民主党への妨害」「共和党との協働」を映し出す（と解釈されてもおかしくない）行動が最高裁の信頼に響いているのかもしれない。

**II. 今開廷期で注目される事件**

**ロー対ウェイドに匹敵する  
大事件が審理される  
2022 年 10 月開廷期**

保守派 6 人・リベラル派 3 人の構図の下、女性中絶権利、連邦当局による法解釈に関して長期にわたって維持されてきた判例が覆された前開廷期。今開廷期も重大な問題が審理される予定であり、判決によっては社会の更なる分断、最高裁への信頼の更なる低下が心配される。また、人種やジェンダーに関係する権利、法律と規則の関係、選挙実施に伴う州政府の権限など広範な影響をもたらす判例の破棄や、新たな法理の採択などが成されるかどうか注目されている。

<sup>6</sup> その後、バイデン政権は 2021 年 12 月、MPP の継続を命じた連邦地裁の判決を維持した第 5 巡回区連邦控訴裁判所の判決につき、最高裁に上告。2022 年 6 月、最高裁は連邦控訴裁の判決を覆し、バイデン政権は MPP を廃止。

<sup>7</sup> 2021 年 5 月に発効したテキサス州法（SB 8）のこと。中絶手術を実施した医師、その他違法行為に関与した人に対し第三者による民事訴訟を許可。第 5 巡回区連邦控訴裁判所が同法に対する連邦地裁の差止命令を覆した際、バイデン政権は最高裁の緊急介入を要請。

<sup>8</sup> 合衆国憲法第 1 章・第 6 条・第 1 項の“speech and debate clause”のこと。

**連邦当局による法解釈の  
余地に関わる Sackett v  
EPA**

例えば、アイダホ州の所有地に自宅建設のために湿地帯の埋め立てを進めたサケット夫婦が、敷地内の湿地が連邦規制対象の「合衆国の水域」<sup>9</sup>であるとの理由で土壌の修復を命じた環境保護庁（EPA）を訴えた事件では、連邦規制対象の水域を判断するための基準を法廷がどう解釈するのかが注目される。さらに、連邦規制の制定において、法解釈を連邦当局に委ねるべきなのか、どこまで敬譲すべきなのか、といった疑問が審理される可能性もある。また、前期の“WV v EPA”で初めて適用された“major questions doctrine”が水質浄化法にも適用されるかどうかとも要注意である。事件そのものは個人所有地に関する内容だが、農家への規制適用、インフラ案件の許認可取得にも影響する問題になり得る。

**Merrill v Milligan で  
1965 年投票権法は骨抜きにされるのか？**

このほか、アラバマ州議会が作成した下院選挙区の区割り案が 1965 年投票権利法第 2 条で禁じられる差別的投票法に該当するか否かを巡る“Merrill v Milligan”の判決が注目されている。2020 年国勢調査を踏まえたアラバマ州議会の区割り案では、同州に割り当てられた 7 区のうち、黒人多数の選挙区は 1 区だが、原告側は同州人口に占める黒人の割合は 27%であり最低でも 2 区は黒人多数であるべきと主張。黒人多数選挙区をもうひとつ画定できるはずの同州南部を敢えて分割（crack）することで黒人票を希釈したという原告の言い分に対し、アラバマ州政府は人種を要素とした区割画定作業を否定するとともに、黒人多数の選挙区を意図的に設けること自体が人種差別的ゲリーマンダー（racial gerrymandering）であり、投票権利法第 2 条に抵触すると反論。今年 1 月、連邦地裁は原告側の言い分を認め、黒人多数区を 2 区含む新たな区割りの画定を命じたが、それに応じてアラバマ州政府は最高裁の緊急介入を要請した結果、最高裁は 5-4 で地裁の判決を差し止めた。よって、2022 年中間選挙ではアラバマ州議会の区割り（黒人多数区を 1 区含む構図）に基づく選挙が実施され、それ以降の選挙については最高裁の判決次第となった。

この事件はアラバマ州議会が画定した区割りに携わる事件と捉えられるが、投票権法第 2 条の合憲性そのものを審理する大事件でもある。というのは、同第 2 条の違反は当初、1980 年に成

<sup>9</sup> 水質浄化法（Clean Water Act）に基づき、規制対象となる水域のこと。一般的に“waters of the United States”、又は WOTUS と呼ばれる。

連邦選挙の規制権は州  
政府

立した判例<sup>10</sup>により差別を「意図」した選挙制度のみが法律違反と解釈され、それに応じて米議会は 1982 年に「意図」だけでなく差別的な「結果」をもたらす選挙制度も法律違反とした修正条項を採択した。アラバマ州側の意見は複数だが、投票権法の合憲性を否定する意見や、1982 年の修正以前の「成立当時の投票権法」への拘り<sup>11</sup>など、投票権法の無効化を目標とした内容がある。投票権法は既に 2013 年、2021 年の最高裁判決<sup>12</sup>で骨抜きにされており、今回の判決で事実上の無効になる可能性も否定できない。

今開延期では連邦選挙に関するもうひとつの事案が注目される。2020 年国勢調査に基づきノースカロライナ州議会（共和党が両院与党を維持）が画定した区割りを同州の最高裁が「あからさまな党派的グリマンダー」として州法違反と判断した件で、そもそも連邦選挙の実施と運営に伴う規則策定は合衆国憲法に明記される州議会の権限であり、州の最高裁はそれに介入する権限はないという原告の主張（独立州立法権理論<sup>13</sup>）が本件の出発点となる。合衆国憲法第 1 条によれば、連邦議会選挙の運営に関する規則（区割り、期日前投票、郵便投票、有権者登録制度、投票所の設置など）の決定権は州議会に付与<sup>14</sup>される（但し、連邦議会は州議会の選挙規則を変更できる）。よって本件では、州司法の判決に問わず、州議会は思うままに選挙規則を策定できるのかどうか審理される。

2020 年大統領選の結果を否定した際、トランプ前大統領を囲む一派は独立州立法権理論を根拠に選挙人の選考権限は州議会に付与されていると主張。選挙結果が問われるようになった環境下において、本件は米国の国家基盤を揺るがす問題と言っても過言ではないだろう。また、極論とされる独立州立法権理論を

<sup>10</sup> [City of Mobile v Bolden](#)

<sup>11</sup> 連邦地裁に区割り案の投票権法違反を言い渡されたアラバマ州政府による[最高裁への緊急介入申し立て](#)（pg. 4）に含まれる一節：“Alabamians will suffer the constitutional harm of being assigned to racially segregated districts, irreconcilable with the Fourteenth Amendment, the Fifteenth Amendment, and the VRA as initially conceived”。

<sup>12</sup> [Shelby County v. Holder](#)（2013 年）、[Bronovich v. Democratic National Committee](#)（2021 年）に関する最高裁の判決。

<sup>13</sup> “Independent legislature theory” のこと。

<sup>14</sup> 合衆国憲法第 1 条・第 4 項に明記される“Election clause”のこと。

大学の入学選考制度  
で、人種を判断材料のひ  
とつとして認めた判例は  
覆されるのか？

最高裁の保守派（特にトーマス、アリト、ゴーサッチ）が真剣に捉えている<sup>15</sup>様子も伺えるため、蔑ろにできない。

同様に、人種を考慮したハーバード大学とノースカロライナ州立大学の入学選考制度は違憲であると訴えた事件<sup>16</sup>でも、長く人種の取り扱いを管理してきた判例が覆される可能性が出てきた。両校はともに連邦資金を受けるため、人種、肌色、国籍を理由とした差別を禁じる 1964 年公民権法第 6 条の対象である。

（ノースカロライナ州立大学は州立大学であるため、公民権法に加え、合衆国憲法第 14 条の法の平等な保護に違反するとされている）しかし、1978 年の判例により人種に基づく入学枠（race-based quota）は違憲とされたが、教育環境の多様化は「やむにやまれぬ政府の利益」（compelling interest）とされ、2003 年の判例により複数ある要素のひとつとして人種を考慮する選考制度は合法とされた。本件の原告は、ハーバード大学で競争力の高いアジア系受験者の合格率が白人受験者と比べて低すぎる現状を根拠に、人種を考慮する入学選考制度は違憲であると訴えた。すなわち、1978 年から適用されてきた最高裁の判例の破棄を求めた事件に対する判決によっては多数民族と少数民族の平等性を維持してきた法理が（ロー対ウェイド判決のように）一夜にして覆される可能性がある。

### III. 連邦司法権を掌握しつつある共和党

不可分の関係にある政治  
と司法

党派対立の新たな舞台として注目されている連邦司法権。行政、立法と並ぶ三権のひとつである司法を司る最高裁判事は大統領に指名され、上院で承認される。また、終身職であることから本人の死去、辞職、弾劾による罷免を除けば制限なく在職できる。政党政治のしがらみにとらわれない特性を持ち、そうした立場から合衆国憲法と連邦・州法や連邦規則の整合性を判断するのが基本的な役割である。もちろん、最高裁判事を指名する大統領、それを承認する上院議員は選挙で選出された政治家であり、延いては最高裁判事も政治から独立しているとは必ずしもいえない。いずれにせよ、上述で説明したように、最高

<sup>15</sup> ノースカロライナ州議員 2 名は当初、最高裁に緊急介入の申し立てを提出したが、最高裁はそれを却下した。保守派のトーマス、アリト、ゴーサッチが共同執筆した意見は「連邦選挙の実施に関する州議会の規則を否定する州法廷の権限の範囲は、度々浮上する極めて重要な疑問点」と位置付けている。

<sup>16</sup> Students for Fair Admissions v President & Fellows of Harvard College, Students for Fair Admissions v University of North Carolina

**2024 年大統領選を読む  
上で重要となる 2022 年  
開廷期**

裁における保守派勢力の拡大を背景に、長く認められてきた判例が覆されたこと、そして今期に重大な判例の再審理が予定されたことは偶然ではないだろう。

なぜなら、司法権の保守化は共和党と保守法曹団体フェデラリスト・ソサエティの長年の目標であり、オバマが指名した最高裁判事の承認を妨害したこと、トランプの指名候補を承認するために上院議事規則を変更したこと、ロー対ウェイドを破棄したこと、全ては計画通りということだろう。ただ、米政治の振り子は必ず戻るもので、過度な保守化に応じた反動が予想される。特に、今期の判決は年明け以降になるため、2024 年大統領選が動き出すタイミングと重なる可能性が高い。選挙の方向性を読む上でも最高裁の動きから目が離せない年になりそうだ。

以上／上原

本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、丸紅米国会社ワシントン事務所（以下、当事務所）はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。

本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当事務所は何らの責任を負うものではありません。

本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。

本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど（以下「情報」といいます）は、当事務所の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用および引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で、複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。